

SAICMの実施：始めの1歩

包括的方針戦略

VII. 実施と進捗の評価

22. . . . SAICM実施計画 (a national Strategic Approach implementation plan) は関連した関係者の参加により、適切な場合には、. . . . を考慮し策定することができる。
23. . . . 各政府は、すべての関係する国の部門や利害関係者の関心事項が代表され、すべての関連する実質的な領域が対処されるよう、省庁横断的・組織横断的なSAICM実施のための仕組みを確立すべきである。